



「呉市商店街等にぎわい集客回復応援事業」の実施

新型コロナ感染拡大の影響を受け、来訪者が減少した商店街等において、商店街等組織が実施するにぎわいを取り戻すための集客イベント等に対して経費を助成する「商店街等にぎわい集客回復応援事業」を次のとおり実施します。

1 助成内容

	商店街にぎわい集客回復応援事業	呉市商店街振興条例（既存）
①補助対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街組織 ・商業集積（テナントビル）※ ・商店街エリアで集客イベントを行う団体※ 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街組織 ・中央地区商店街エリアで集客イベントを行う団体
②補助率	8/10 以内	5/10 以内
③補助上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・1商店街：1,000千円 ・連合体組織：5,000千円 	500千円

※規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者であって、商店街組織と同様の役割を担っていると認められる場合

2 対象経費

謝金，旅費，会議費，店舗等賃借料，設営費，運搬費，借料・損料，消耗品費，印刷製本費，広報費，委託費，外注費，補助員人件費，その他事業実施に必要な経費

3 事業期限

令和5年3月31日（金）までに事業を完了し実績報告を行った上で、呉市から補助金の額の確定通知を受けること。